

遺言が必要なケースとは？

① 自宅の登記名義が親子共有名義↓共有名義の子供以外の相続人が権利主張し、名義書換が困難になる。

② 夫婦間に子供がない↓相続人は配偶者と直系尊属（親等）、もしくは兄弟姉妹となり、夫婦の財産を確保するのに代償金を支払うことになる。

③ 先妻との間に子供がいて後妻がいる↓先妻の子と後妻の話合いは困難。

④ 既に死亡した息子の嫁に世話になっていて↓息子の嫁に相続権はない。

⑤ 内縁の配偶者がいる↓内縁の配偶者には相続権がないので何も残せない。

⑥ 推定相続人の一人に行方不明者がいる↓行方不明者のために裁判所で不在者財産管理人を選任することになり、その

報酬の負担、手続きに時間がかかる。

⑦ 離婚同然の別居中の配偶者がいる↓子供がない場合は、両親又は兄弟姉妹と配偶者が対立する。

⑧ 相続人が一人もいない↓大切な人に財産を残すことができず、国に財産を渡すことになる。

いずれも遺言書を作成しておけば回避できる問題です。お心あたりの方は専門家にご相談下さい。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 079-561-2050
無料相談 tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>